

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和8年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和8年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務における申請受け付けでは、本人確認書類やマイナンバー確認書類の現物確認を徹底しており、住基ネット照会には行っていない。今後住基ネット照会の必要が生じる場合は「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」における記載事項を遵守し紐づけ誤りのリスクを排除する。 ・副本登録はシステムを介して実施しており、システム利用にあたっては外部からの接続ができない環境において、担当職員のみに権限を付与している。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管し、廃棄においても複数人で行う。	

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	I－1－②事務の概要	(省略)	「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。」を追記	事後	接種証明書のデジタル化及び3回目接種を早急に実施する必要があったため
令和6年5月26日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和6年5月26日	I－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2		
令和6年5月26日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒665－8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797－61－5617 宝塚市健康福祉部健康推進課ワクチン接種事業担当	〒665－0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 0797－86－0056 宝塚市健康福祉部健康推進課		
令和6年5月26日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年7月16日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年5月26日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年7月16日時点	令和6年4月1日時点		